

## 地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について

地域密着型(介護予防)サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人より指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	脳が 元気になる デイサービス かなで	習志野市 奏の杜 1-12-21 -101	株式会社 KANA DERU	地域密着型通 所介護	令和4年 9月1日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	小規模 多機能・ グループ ホーム 楽家習志野	習志野市 東習志野 5-5-5	株式会社 楽家	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	令和4年 9月1日	
2	パーク 幕張本郷	千葉市 花見川区 幕張本郷 6-20-25	株式会社 プロックス	地域密着型通 所介護	令和4年 9月1日	本市みなし 利用者1名